

京都市訓令甲第38号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第4条第2項中「養護学校」を「総合支援学校」に改める。

第5条第2項中「，教員養成支援室長，地域教育専門主事室長」を削り，同条第12項本文中「課長，」を「課長又は」に改め，「又は教員養成支援室長」を削り，同条第13項本文中「，地域教育専門主事室」を削る。

別表教育長の項中第6号を削り，第19号を第20号とし，第7号から第18号まで1号ずつ繰り下げ，第5号を第7号とし，第4号の次に次の2号を加える。

(5) 1件5,000,000円以下の支出決定に関すること。

(6) 1件10,000,000円以下の負担金，補助金及び交付金に係る交付決定
その他の決定並びにこれに伴う経費の支出決定に関すること。

別表総務部長の項第5号中「の交付決定(本市の条例又は規則の規定による補助金
にあっては，)」を「に係る交付決定」に改め，「を含む。)」を削る。

別表課長，教育環境整備室長，小中一貫教育推進室長，音楽高校改革推進・建設室長，教員養成支援室長，地域教育専門主事室長，情報化推進総合センター所長，企画推進室長，体育健康教育室の保健課長，生涯学習部の生涯学習推進課長，生涯学習総合センターの分館の館長，右京中央図書館開設準備室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書施設の館長の項中「，教員養成支援室長，地域教育専門主

事室長」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)